

報告第16号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年7月5日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 162,976 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和6年5月23日午後2時00分頃、久喜市栗橋中央地内の駐車場において、職員が車道から侵入してきた乗用車を避けるため公用車を後退させたところ、後方に駐車していた乗用車と接触し破損させた。

令和6年6月21日

久喜市長 梅 田 修 一